

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

相馬市長
阿部 勝弘

相馬市規則第二十号

相馬市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

相馬市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則（令和二年相馬市規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 職員が健康管理のため、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる期間

ア 生理のため勤務に服することが困難な場合 その都度二日以内の期間

イ 更年期障害により勤務に服することが困難な場合 一の会計年度において五日以内の期間

第二十条第二項第四号中「中学校就学の終期に達するまでの子」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」に改める。

附 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。